二　行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析、重要な関係にある者との調整等を行うことにより、部局を横断する重要課題に係る政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する官職の属する職制上の段階	内部部局	高度調査分析官の属する職制上の段階	高度調査分析官
三　行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案、他国又は国際機関との交渉等の支援に関する事務をつかさどる官職	内部部局	調査分析官の属する職制上の段階	調査分析官

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［項を加える。］

二　行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案、他国又は国際機関との交渉等の支援に関する事務をつかさどる官職	内部部局	調査分析官の属する職制上の段階	調査分析官

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十六号

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十六条第二項、第十八条、第二十条、第二十一条第二項及び第三項、第二十二条、第二十三条並びに第二十七条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、貿易保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

貿易保険法施行規則の一部を改正する省令

貿易保険法施行規則（平成十三年経済産業省令第百五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「おいて」の下に「、「輸出契約」、「仲介貿易契約」、「技術提供契約」」を、「「外国政府等」」の下に「、「出資外国法人等販売契約」、「出資外国法人等仲介貿易契約」、「出資外国法人等技術提供契約」、「貿易代金貸付金債権等」、「輸出保証」、「前払輸入契約」」を、「「海外投資」」の下に「、「不動産に関する権利等」」を加え、「「積立金」、「当該期間」又は「引受条件」」を「「海外事業資金貸付金債権等」、「保険契約等」、「保険金等」、「引受条件」又は「前払金」」に、「第二条第五項」を「第二条第一項、第三項、第五項、第十項から第十五項まで」に、「第十六条第一項」を「第二十二条、第二十三条、第四十条第一項」に、「第二十三条第一項」を「第六十六条第二項」に、「規定する外国政府等」を「規定する外国政府等」を「規定する輸出契約、仲介貿易契約、技術提供契約、外国政府等、出資外国法人等販売契約、出資外国法人等仲介貿易契約、出資外国法人等技術提供契約、貿易代金貸付金債権等、輸出保証、前払輸入契約」に改め、「、海外投資」の下に「、不動産に関する権利等」を加え、「積立金、当該期間又は引受条件」を「海外事業資金貸付金債権等、保険契約等、保険金等、引受条件又は前払金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第四条を次のように改める。

（経済産業大臣に通知する貿易保険又は再保険の引受け）

第四条　法第十六条第二項の経済産業省令で定める貿易保険の引受けは、次の各号に掲げる貿易保険の区分に応じ、当該各号に定める引受けとする。

一　普通貿易保険　輸出契約に基づく貨物の代金若しくは賃貸料、仲介貿易契約に基づく貨物の代金若しくは賃貸料又は技術提供契約に基づく技術若しくは労務の提供の対価の額（一の契約が、輸出契約、仲介貿易契約又は技術提供契約のうち二以上に該当する場合には、代金、賃貸料及び対価の額の合計額）が五百億円（代金、賃貸料又は対価の決済期間が二年以上の場合には、二百億円）を超えることが見込まれるものの引受け

二　出資外国法人等貿易保険　出資外国法人等販売契約に基づく貨物の代金若しくは賃貸料、出資外国法人等仲介貿易契約に基づく貨物の代金若しくは賃貸料又は出資外国法人等技術提供契約に基づく技術若しくは労務の提供の対価の額（一の契約が、出資外国法人等販売契約、出資外国法